

仕 様 書

1 品目

灯油（JIS 規格 1 号）

2 供給方法

売主は、1 回当たりおおむね 2,000～4,000 リットルの発注数量の配送を行う。

なお、発注した数量を分割して配送することができる。（例えば、4,000 リットルの発注について、2,000 リットルを 2 回配送し、納入期限内に合計 4,000 リットルを配送することも可能）

また、配送にかかる費用は受注者が負担すること。

参考:令和7年度 灯油発注量

単位:ℓ

| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|----|----|----|-------|-------|-------|-----|-------|-------|--------|-------|-------|
| 0 | 0 | 0 | 8,000 | 8,000 | 4,000 | 0 | 4,000 | 4,000 | 12,000 | 4,000 | 6,000 |

3 納入場所

南魚沼市六日町 960 番地
新潟県南魚沼地域振興局
地下タンク（容量 8,000 リットル）

4 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

5 予定数量

52,000 リットル（過去 3 年間平均）

6 納入期限

発注日を含めて原則として 3 日以内に納入

7 支払方法

売主は、1 か月毎に納入数量を取りまとめ、その翌月以降に請求書により請求する。
買主は、請求書を受理した日から 30 日以内に支払う。

8 その他

市況の変動に伴う契約単価の改定については、原則月の初日とし、前契約額から 3 % 以上変動があった場合に甲乙協議して変更契約を締結する。

ただし、予期することの出来ない特別の事情が発生した場合は上記によらず甲乙協議して変更契約を締結する。